

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ほぶらの里高槻保育園	
運営法人名称	株式会社BEIT	
福祉サービスの種別	小規模保育事業	
代表者氏名	園長：石橋 昇士 施設長：平尾 周太	
定員（利用人数）	19 名	
事業所所在地	〒 569-0803 大阪府高槻市高槻町5-4 ジェラードビル1F	
電話番号	072 - 691 - 5091	
FAX番号	072 - 691 - 5092	
ホームページアドレス	https://village-poplar1.jp	
電子メールアドレス	info@village-popular1.jp	
事業開始年月日	平成31年4月1日	
職員・従業員数※	正規 5 名	非正規 6 名
専門職員※	保育士 8名 調理師 2名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室、乳児室、沐浴設備、 手洗い設備(園児用)、調理室、調乳室、医務室	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

理念

- ① 本当に大切なことを自身で考え、自分のことを自分でできるように
- ② 五感と自己肯定感を養い、子ども発信からのチャレンジを保育に変える
- ③ 楽しいことを楽しいと思えるよう、常に新しい経験と本物の本質に触れる

基本方針

- ① 子ども・保護者に近い立場で
- ② チームワーク保育で目標に向かう
- ③ すべての子どもへの想い、環境の一部としての保育者

【施設・事業所の特徴的な取組】

① 本物に触れる体験

好奇心・探求心をふくらませ、自己肯定感やチャレンジ精神を養う様々な体験を行っています。

② 戸外保育

園庭ない園も一歩外に出れば、全部園庭だと考え、先生、園長も子どもにとっての環境の一部になれるよう、あそびも全身全力で向かっています。

③ 食育活動

実際五感を使って感じることで食育の一環として様々な視点からこ食(孤食、個食、固食、小食、粉食、濃食)がないように取り組みをしています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人 障がい・介護福祉事業支援協会
大阪府認証番号	270050
評価実施期間	令和6年8月8日～令和6年9月9日
評価決定年月日	令和6年9月9日
評価調査者(役割)	1801C037 (運営管理委員) 1801C001 (専門職委員) 2302C032 (運営管理委員) () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

株式会社BEITが経営母体である「ポプラの里高槻保育園」は、0歳児から2歳児を預かる小規模保育園で、平成31年4月より運営しています。
同法人内で複数の保育所を運営していますが、園を横断した部署制度があり、施設長や管理職等の組織体制と担当業務が明確に定められ、実効性の高い経営、運営が実践されています。

立地はJR高槻駅より徒歩3分という駅近にあり、保護者にとって利便性に優れています。子供たちが好奇心・探求心をふくらませ、自己肯定感やチャレンジ精神を養う様々な体験が得られるように、保育士、設備等の環境を整えています。

経営・運営体制、人材の育成、利用者満足、家族支援、質の高いサービス等、いずれも充実しており、基準を超えた取組が実践されています。

◆特に評価の高い点

●子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開を実践している。

施設長は特に食育に力を入れており、地域の特性を生かした献立に加え、子どもが畑で育てた野菜を使った料理を提供しています。

食事を楽しむだけでなく、子どもが興味を持った食べもの（ポップコーン）の材料を子どもが商店で購入し、園内で作って食べた後、イベントの店舗での販売を行なう、といった、子どもの「食」への興味から主体的に行動することにより社会的な体験が得られる機会を提供し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を実践しています。

●福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

人材の確保に注力しており、採用計画については相当な準備期間を設けています。

採用した人材を育成するために外部から講師を招いてOJTを行うなど、研修を充実させ専門職の育成を行うだけでなく、2通りのキャリアパスを設け、職員一人ひとりの意向に合わせて長く勤務できる制度を構築しています。また、事務作業や職員同士の打ち合わせ等保育以外の時間も重視し、職員が効率よく業務ができる環境を整えています。

●利用者満足の向上に努めている。

保護者に対しては、満足度アンケート収集、懇談会や参観日、保護者会の開催だけではなく、実際に保育の現場に入る経験をする参観を実施し、保育所の理念や考え方を共有していただける機会を設けています。

保護者だけではなく、子どもへの満足度アンケートを年1回実施しており、子どもの意向や嗜好を大切にしたい保育が行われています。

◆改善を求められる点

とくに改善を求められる点はなし。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、当園の運営に際し、ご指導頂きましてありがとうございました。
事業所のある高槻市の意向に沿った上で、地域により良い貢献ができるよう、すべての事業所で安定的なサービスを提供できるよう目線を広げる必要があると、今回の評価を受けて感じました。
至らなかった部分に関しましては至急で改善し、更なるより良い保育サービスの提供ができるよう努めて参ります。
小規模保育事業所としての課題と向き合いながら、市政に沿い、地域に根付いた保育サービスができるよう運営していきたいと思いをします。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	「運営規程」と「重要事項説明書」に理念と基本方針は明文化されており、内容は自治体のモデルと同等になっています。また職員や保護者への周知も行われ、園のホームページ（以下HP）や園内での閲覧も可能になっています。	
		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	自治体である高槻市にて社会福祉事業全体の動向を調べたり、財務バランス計画を金融機関と協議するようにしています。また平均利用者数などの集計表を備え、保育のコスト分析等に活用しています。	
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	人材確保が現在の経営課題であり、その認識は本部会議等で定期的にしり合わせを行い、役員間や職員間で共有するようにしています。具体的な課題への取り組みには、ハローワークでの求人やHP他SNSを積極的に活用しています。	
		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	3年～5年までの中・長期の「事業計画」や「収支計画」は作成されており、理念やビジョン、問題点、財務分析等が整理されています。また見直しは必ず年1回は行うようにしています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度の計画は作成されており、中・長期の「事業計画」や「収支計画」が反映されています。また実行可能で具体的な内容になっており、単なる「行動計画」や「夢物語」にはなっていません。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画は年度末に開かれる次年度会議にて実施状況の把握と見直しを行っています。次年度会議には職員全員が参加し、実施状況の把握や意見の反映、周知の徹底を行っています。	

I - 3 - (2) - ②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画は保護者会にて保護者等に説明し周知できています。またわかりやすく工夫された資料を適宜作成し、保護者等に配布するようにしています。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	サービスに関する48項目にのぼる保育士自己評価チェックリストを作成し、自己評価をもとに上司との面談を通して課題解決を行いサービスの改善に取り組む体制が構築されています。第三者評価は初回であり、今後も積極的に行っていく予定です。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	評価の結果について、上長や施設長を含め職員間で共有化ができています。改善の取組を計画的に行っており、改善策や改善の実施状況を評価しています。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は、自らの方針や取組を月2回の職員会議で表明しています。法人内で事業運営についての役割分担・職務分掌が、マトリクスで明確に定められ、職員に周知されています。施設長は自らの役割や権限に応じた予算の分配を受けており、サービス向上のため、自らの取組を実施しています。また、平常時のみならず、有事の場合における施設長不在時の権限委任等が文書により明確になっています。	
Ⅱ - 1 - (1) - ②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	法令遵守については、関係法令が変わるタイミングで施設長が自治体での研修に参加するように努めているほか、できるだけ自治体に運営面での確認を行うようにしています。職員の労働管理についても、ハローワークの勉強会・オンライン（コドモン）での研修受講を推奨し、職員への年1回の全体研修で残業制度等の周知を行い、法令遵守に努めています。	
Ⅱ - 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ - 1 - (2) - ①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	保育の質の向上のため、熟練保育士を講師に招いて保育サービスのOJT研修を定期的に受けています。研修では、自然保育を実施し、ティーチングとコーチングを学ぶほか、言葉遣いや保護者への対応についても学習しています。毎週30分の職員会議で保育の質に関する課題抽出を行っています。そこで出た課題を施設長、役職者等が共有し、課題の解決に取り組んでいます。加えて、保育士の自己評価制度を設け、自己評価の改善のため、施設長は年2回の面談を行い指導力を発揮しています。	

II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	法人内での園をまたいだ部署制度が機能しており、施設長や役職者の責任の範囲や業務負担が明確に定められています。職員が集中して事務作業や打ち合わせができる場所や時間帯を定めることにより、業務の効率を高めています。働き方について入職時に施設長が詳細に説明し、意識の統一を行っています。	

	評価結果
--	-------------

II-2 福祉人材の確保・育成	
-----------------	--

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
--	--

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
------------	--	---

(コメント)	早期に採用計画を立てて人材確保を行い、専門知識を持った職員の配置と活用に努めています。HPにおいて必要とする福祉人材の像を明確に打ち出しており、採用情報や人材の育成ルートも公表し、効果的な人材確保を行っています。	
--------	--	--

II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
------------	------------------	---

(コメント)	人事基準やキャリアパスを定め、職員に周知しています。キャリアアップのラインを2つ設定し、職員が自分のペースで長く働ける環境を作っています。自己評価をもとに人事評価を実施し、個別面談でのすり合わせを行い、面談時に上級職に対する職員からの評価も尋ねるようにしています。役職者（幹部候補）への昇格は、職員の「なりたい」という希望に応じて選考を行っています。	
--------	---	--

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
-----------------------------	--

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
------------	-----------------------------------	---

(コメント)	労務関係の責任者は園長が選任されています。システムを用いて年次有給休暇の取得管理を行い、職員は有給休暇を計画的に取得しています。特別休暇や夏季休暇制度があり、取得が推奨されています。産休・育休制度は3名の制度利用実績があり、出産後も勤務できる環境が整備されています。全員が健康診断を受診しているうえに、健康相談窓口を設置して職員からの相談に応じています。職員の資格取得の研修費用の負担を行い、キャリアアップのための取組も行っています。ウォーターサーバーやコーヒーマシンを事務所に設置したり、事務仕事を集中して行える部屋や時間を設けるなど、職員が働きやすい環境を整えています。	
--------	---	--

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
---------------------------------	--

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
------------	-------------------------	---

(コメント)	組織として、年度ごとに目標（キーワード）設定を行っており、職員は組織の目標に基づき個人が取り組む目標の設定を行っています。個別の目標の進捗については適切な頻度で面談を行なって確認しています。	
--------	---	--

II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
------------	---	---

(コメント)	年間研修計画が定められ、現在実施している保育の内容や目標を踏まえ、必要とされる技術などが明示されています。定期的に研修の内容やカリキュラムの見直しを行い、直近では救命救急研修の中でエピペンの使用法の研修を取り入れることとしました。	
--------	---	--

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員の保持している資格はシステムに入力して把握しています。職員一人ひとりの保育技術の習熟にあわせて階層別・職種別で研修を行っています。外部研修への参加も推奨され、外部の研修機関からの情報を職員が閲覧できるようにし、受講したい研修の希望があれば会社の負担で受講可能な環境となっています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生の受入を行った実績があります。実習生受入れマニュアルを策定し、実習生の研修・育成に関する基本姿勢を明示しています。実習生への研修プログラムが用意され、実習中、学校の先生に来訪してもらって意見を聞く等、学校との連携も行っていきます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	HPで、理念・基本方針・保育の内容等が公開されており、作成したリーフレットを市役所等に置くようにしています。また重要事項説明書には「苦情・相談の体制」の記載がされています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	経理規程があり、内部監査は月1回行っています。内部監査では、運営面だけではなく、掃除の箇所に至るまで厳しく確認しています。会計については税理士からの指導を受けており、透明性の高い経営に努めています。年1回の市役所からの監査も受審し、適正な運営とサービスの実施に取組んでいます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域のイベント情報をチラシなどを玄関に設置して保護者に周知しています。地域のキャンプに園児が参加するので施設長や保育士がボランティアで参加したり、保育所に地域の方を迎えてクリスマス会を行ったり、地域との交流の機会を設けるように努めています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	—
(コメント)	ボランティアの受け入れは行っていません。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	高槻市役所、医療関係等との連携をとっています。また、会社の役員が地域での小規模保育連絡会の役員に就任し、地域の情報の共有に努めています。行政の総務部の担当者にもきてもらって、ケースの検討会を行うこともあります。関係機関での連携を行い、要保護児童等の情報があれば対応するようにしています。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域のコミュニティセンターや社会福祉協議会と繋がりを持ち、イベント情報等を把握しています。小規模保育連絡会においても地域福祉の情報収集に努めており、情報をもとに、地域の福祉ニーズの把握に努めています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	地域の祭りやイベントに参加し、草むしりや掃除などの協力をしています。地域の子育ての相談に各園から参加した保育士が対応する相談会の企画を行っています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	運営規程に子どもの人格尊重について明記し、人権擁護虐待防止に関する規程と行動規範を制定しています。年1回の保護者会、年数回の参観日を設定し、保護者と職員が保育に関する共通認識を持つための機会の確保が行われています	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシー保護規程を定め、子どものプライバシーだけではなく、保護者のプライバシーについても配慮しています。プライバシーの保護については入園説明会時に説明し、重要事項説明書にも記載し、保護者に周知しています。プール遊び時には、外部からは一切見られない場所にプールを設置し、子どもが外部の目を気にせずのびのびと水遊びができるように工夫されています。インスタグラムに写真を掲載する場合には、子どもの顔が出たり個人の特長ができないように注意を払っています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	利用希望者に対しては見学の機会を設け、園のリーフレット等をもとに丁寧な説明を行っています。丁寧に説明を行うので、1日に見学を受入する人数を限定しています。リーフレットには理念や基本方針、保育内容をイラストや写真、図を用いてわかりやすく紹介しており、定期的に内容の見直しが行われています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始・変更にあたっては保護者の意向を配慮し、わかりやすいリーフレットを用いて説明しています。聴覚障がいのある保護者への説明時には手話通訳者に同席してもらったことがあり、配慮が必要な保護者への対応に努めています。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	保育所の変更時に引継ぎを行うためのフォームがあり、保護者の同意を得たうえで、次の保育所への情報提供を行っています。保育所変更後の相談窓口は法人本部を記載した文書を保護者に渡していますが、担当職員も対応できるようにして、保育の継続性に配慮しています。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	熟練保育士の講師による職員の保護者対応研修を行い、職員が保護者会に出席した場合や保護者懇談会等で要望の聞き取りができる取組が行われています。年数回の保護者アンケートの実施のほか、連絡帳からも保護者の要望の把握を行っています。保護者だけではなく、年1回の子どもへのアンケートも実施しています。子どもの満足度については、日々の食事や遊びの中で、職員が子どもの様子を観察し、把握するようにしています。アンケートについては毎月開催される本部会議で評価を行い、満足度向上に努めています。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情相談マニュアルがあり、苦情対応の仕組みが明記され、相談担当者を設置しています。苦情内容に関する検討内容や対応策については保護者等にフィードバックしています。苦情相談への改善策を講じることにより、保育の質の向上に係る取組が行われています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者からの相談や意見を受けることについて説明した文書が作成され、連絡ノートや情報共有アプリ等複数のツールにより、保護者から意見や相談をしやすい環境整備に努めています。保護者のプライバシーを守りつつ、園で相談に対応できる相談室を設置しています。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	保護者からの相談や意見を傾聴し、把握することに努め、組織的かつ迅速に対応に取り組んでいます。「エントランスが暑い」という連絡帳に記載された意見に迅速に対応を行なうため冷風機を設置した、という例があります。苦情、意見や相談に対応するマニュアルの定期的な見直しも行なわれています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	子どもの事故にかかわるリスクマネージャーは施設長が選任されており、事故防止委員会が設置され、体制が整えられています。ヒヤリハット事例を収集し、原因の分析、改善策・再発防止策については未検討な部分があったものの、委員会での話し合いが行われています。職員にはリスクマネジメントと事故防止に関する研修が行われ、事故発生時の対応と安全確保について周知しています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症の担当者を施設長とし、本部会議において委員会を設置しています。感染症のマニュアルを定め、研修を定期的に行っています。職員の出勤停止基準、保護者にわかりやすく文書にした登園基準を作成し、周知しています。日々の感染症予防・対策として、空気清浄機を設置し、什器やおもちゃなどはアルコール消毒液で全部拭いています。感染症の対応については行政情報やニュースをもとに定期的にマニュアルの見直しを行っています。園だよりで予防についてよびかけ、保護者との情報共有アプリで感染症の症状について周知するなど、保護者への啓発も行っています。	

Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	危機管理防災マニュアルがあり、ハザードマップの閲覧ができるようになっていきます。避難計画・災害時の業務継続計画を策定しています。安否確認は保護者との情報共有アプリを使用して行うことになっており、入園説明会時に災害があったときに連絡を必ずしていただくようにアナウンスしています。毎月避難訓練、消火訓練を実施し、子どもの安全確保に取り組んでいます。	

	評価結果
--	-------------

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育の年間のスケジュールと業務フローが定められ、保育の実施について各種マニュアルが整備されています。プライバシー保護マニュアルにおいて、こどもの権利擁護に着目した「やってはいけないこと」リストが定められています。マニュアル通りに保育が行われているかどうか、確認が行われています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	マニュアルと実際の保育にずれがある場合、職員から意見が出る仕組みがあります。保育の標準的な実施方法の検証、見直しを行う場合、指導計画の内容も必要に応じて見直しています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	入園前問診票や面談チェックリストを用いて適切なアセスメントを行っています。複数担任制をとっているため、複数の保育士によってアセスメントをもとに協議を行い、指導計画を作成しており、協議には調理員も参加しています。指導計画に基づく保育実践については、日報・週報等に記録され、施設長が確認しています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	定期的に中間総括を行い、指導計画の評価、見直しを行っており、月の個別の指導計画に落とし込みを行っています。指導計画を緊急に変更する場合においても、通常の見直しや評価と同様の手順で行うこととしています。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの発育状況や生活状況等を日報や週報に詳細に記録し、指導計画に基づく保育の実践を確認することができます。情報共有を目的とした職員会議が定期的に関催され、情報共有アプリを使用して保育の実施状況についての記録を職員間で共有できています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	個人情報保護規程が策定されており、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の共有に関する規定が定められています。記録の管理責任者が設置され、記録管理についての職員への教育、研修が行われています。職員は個人情報保護規程を理解、遵守しており、個人情報の取り扱いについて、保護者への周知も行っています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき作成されています。また全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成されています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	夏と冬で保育所内の温度、湿度の設定を切り替え、子どもにとって常に適切な状態を保持するように努めています。床や壁に使用しているワックスは子どもに無害な天然素材であり、手指で触れる場所のアルコール消毒を徹底して、子どもの安全と衛生に配慮しています。手洗い場やトイレは、子どもが利用しやすい設備が整えられています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	子どもに対しては、わかりやすい言葉を用いておだやかに接することを心がけ、子どもの欲求を受け止め、気持ちに沿った「待つ保育」が実践されています。子どもが安心して自己表現ができる環境作りを実践しています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	子どもが自分でやりたい気持ちを尊重し、生活習慣の習得ができるように援助を行っています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて子どもが理解できるように、断片的に教えることはせず、一連の流れを体験させ、理解できるように働きかけを行っています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境作りを目指しており、子どもが自由に自己表現ができるようにしています。子どもの疑問を拾い上げ、それを食育や地域への繋がりに発展させ、子どもの生活を豊かにする取り組みが行われています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもの個別のペースに合わせた保育を行うように努めています。乳児が長時間でも快適に過ごすことができ、保育士との愛着関係を持てるように配慮され、求められる環境作りに取り組んでいます。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	1人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。園内でお菓子を選ぶときも、単に渡すのではなく、自動販売機を保育士が手作りし、子どもが自分でボタンを押してお菓子を取得できるようにする等、子どもが興味と関心を持ち、自発的に行動して様々な体験ができるような工夫が行われています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	現在3歳以上の子どもの保育は行っていません。	

A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	設備や保育環境など整え、受け入れる体制は整備されていますが、現在障がいのある子どもの受け入れは行っていません。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	在園時間の長い子どもが飽きないように、保育内容にバリエーションを持たせるように努めています。時間帯によっては活動エリアと区別して畳の上でゆったりできる場所を設ける等、子どもが穏やかに過ごせるように配慮が行われています。 子どもの生活リズムに配慮した食事やおやつを提供が行われています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	0歳児から2歳児のため、直接小学校との交流はありません。	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	健康管理に関するマニュアルを整備し、年間保健計画を作成して子どもの健康管理を行っています。入園直後に問診票により保護者から子どもの既往歴や予防接種履歴等について情報を取得しています。アレルギー等に関しては子どもの成長に伴って発症することもあるので、毎月保護者から子どもの健康に関する情報が得られるように努めています。乳幼児突然死症候群（SIDS）についても、研修を行って職員に必要な知識の周知に努めています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	定期的に健康診断や歯科検診を実施し、結果を職員で共有して「保健計画」に反映させています。また、健康診断等の結果が家庭での生活に生かせるように、保護者との情報共有をしています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、適切で継続的な対応を行っています。入園時に、園でのアレルギーに関する取組を文書により全保護者に周知し、理解を促すようにしています。慢性疾患のある子どもに対しては医師の指示書や薬カードを取得し職員に周知するとともに、職員が必要な知識や情報を得るように取組んでいます。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食育に関する責任者が選任され、食に関する取組が「食育計画」・「全体的な計画」・「指導計画」に位置付けられており、子どもが楽しく、落ち着いて食事ができる環境・雰囲気作りの工夫をしています。子どもが育てた野菜を使ったメニューを提供する等、子どもが食について関心を深めるための取組を行っています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	管理栄養士、調理師が配置され、子どもの発育を考慮した献立や調理の工夫が行われています。残食記録、検食簿により子どもの好き嫌い等の把握が行われています。地域の食文化や季節感を取り入れた献立での食事提供が行われ、子どもだけではなく職員からの感想も受け、献立作りに生かしています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	家庭との情報交換は情報共有アプリを使って日常的に緊密に行われ、保護者との情報交換の内容については、アプリのシステムに記録しています。年1回、参加型の保護者参観が行われており、保育の内容について保護者の理解を得られる機会を設けています。	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	アプリを使った情報交換だけではなく、職員一人ひとりが作成する手書きのおたよりを通して、職員と保護者との信頼関係を築く取組が実施されています。保護者の就労状況に応じ、預かり時間帯の相談に応じる仕組みがあります。保護者から職員が相談を受けた場合には施設長に報告し、園全体で解決に取り組む体制を整えています。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	職員は虐待発生の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態の把握に努めています。虐待等権利侵害の可能性がある場合は、職員間で情報を共有し、保健所や子育て総合支援センターとも連携を行うようにしています。虐待に至る前に、兆候を把握し保護者面談を行い、家族支援を実施したことがあります。職員に対して虐待防止の研修を年1回以上実施、虐待防止マニュアルを整備し、虐待防止の周知を行っています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	職員は保育実践に関する自己評価を定期的（年2回）に行っています。自己評価について役職者と面談し、課題抽出を行い、課題への取組について役職者がフィードバックしています。自己評価や課題は職員会議でも共有が行われ、職員間での学びあいや意識の向上に繋がっています。職員の自己評価は、園長、施設長も共有しており、施設全体の保育実践の自己評価にも反映させるように努めています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	就業規則に体罰に関する規程が明記されています。体罰、暴言、威嚇の防止について、全体研修を行い、不適切保育防止への取組が行われています。研修内でグループワークを行い、不適切保育が起こりやすい状況や場面、防止のための援助方法等について話し合われています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	利用者（子ども）
調査対象者数	0 人
調査方法	ヒアリングによる聞き取り調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

利用者（子ども）に対するヒアリングによる聞き取り調査は実施しなかった。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	1 人
調査方法	ヒアリングによる聞き取り調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

- 良い点
- 保護者からの意見、相談があれば、その都度対面で説明してくれている。
 - 子どもの発達援助について、情報共有のアプリや連絡ノートを用いて給食のメニューや摂食状況、健康診断結果、感染症の発生状況等、詳細に連絡がある。
 - 小規模保育ならではの一人ひとりの子どもの成長に合わせた保育が実践されている。

改善が必要な点 とくになし

子どもが、日々、色々な経験ができるように工夫され、ワクワク、楽しい保育が行われている。職員同士で話をする時でも丁寧で優しい言葉使いをしているので、安心できる。園長が、「自分の子どももこの園に預けたかった」と言っていた。そこまでの思い入れを持ってくれているので、安心して子どもを預けられると感じている。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等